

# 平成 30 年度 事業 報告 書

自 平成 30 年 4 月 1 日  
至 平成 31 年 3 月 31 日

平成 30 年度は、社会保険労務士法制定 50 周年（以下「法制定 50 周年」という。）を迎えた年度であり、東京都社会保険労務士会（以下「東京会」という。）において、記念式典、記念講演、記念祝賀会、記念シンポジウム、記念誌・記念 DVD 発行、記念品頒布等さまざまな記念事業を実施し、半世紀に及ぶ社会保険労務士（以下「社労士」という。）の歴史を振り返り、更なる今後 50 年の「新たな社労士モデル」の構築に向けて、大きな一歩を踏み出した。

また、平成 30 年度は、働き方改革の実現に向けて、時間外労働時間の上限規制等長時間労働の是正、年次有給休暇 5 日の時季指定付与、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の禁止等を制定した「働き方改革関連法」が公布され、企業にとっては法的にも働き方改革を推進しなければならない状況となった。

長時間労働の是正の手段として、少子化が今後も進み、十分な人材確保もままならない時代となっていく以上、業務効率化による生産性の向上がますます重要となっている。

実効ある業務効率化を実現させるためには、これからますます浸透していくデジタルトランスフォーメーションの中にあって、クラウドサービス、AI、RPA 等の IT を利用したデジタル変革が必要不可欠となっている。

そのような状況の中で東京会は全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）及び東京都社会保険労務士政治連盟等と緊密な連携を図り、平成 30 年度の事業計画に基づき、デジタル社会に対応した事業の取組を含めて、従来の事業に新たに「社労士の職域拡大に向けた取組に関する事業」を加えた以下の 9 事業を着実に推進した。

## 1. 社労士制度の基盤整備に関する事業

- (1) 企業の「働き方改革の実現」に向けた支援業務を推進するため、企業を対象とした「働き方改革支援セミナー」を6回開催し、企業が抱える法改正対応を直接支援した。また、セミナー終了後に企業の個別相談に応じるとともに、「ROBINS」サイトに掲載して行う「経営労務診断サービス」や連合会が進める「労務診断ドック」の周知を行った。
- (2) 会員の品位の保持及び社会的信頼の確保を図るため、倫理研修、新規登録入会研修会、開業準備講座、会報等を通じ、更なる職業倫理の徹底について周知を行った。
- (3) 業務侵害牽制のため、会員を含めた民間事業者等のホームページを定期的に監視し、警告やホームページの修正などの厳格な措置を講じた。それにより、警告を受けた会員のホームページ等不適切な情報の約7割に改善が図られた。
- (4) 社労士法に関する課題として、労働審判における見直し及び非社労士による業務の制限について検討したほか、関係法令の見直し及び関係行政等の運営の問題点に係る要望事項等について検討を行った。
- (5) 社労士法人の設立、運営、事業承継等の情報共有を図ることを目的として、「社労士法人連絡会（仮称）」を設置することとした。
- (6) デジタル社会に対応したシステムの構築、社労士制度の基盤整備等を図るための運用資金として、令和元年度から収支予算書に新たに計上して「社労士制度基盤整備預金」を設けることとした。
- (7) 「事業戦略会議」において、学識経験者の参与3名を含めて、平成30年度における事業計画等を議題として協議した。また、広報委員会の企画により、会長を含む同会議のメンバーによる「新春座談会」を開催し、変化するビジネス環境への対応、デジタル社会における社労士業務のあり方等について検討した（2019年1月号会報掲載）。

## 2. 社労士の職域拡大に向けた取組に関する事業

- (1) 「社労士は原則電子申請」を推進するため、電子申請の支援窓口として「電子申請支援センター」を設置し、会員からの相談・問合せに対応するツールの本格的な導入について具体的な検討を進めた。
- (2) デジタル社会の到来によるAIの急速な普及の中で、社労士がいかにHRテクノロジーを活用して働き方改革につなげていくか、理解を深めるため「AIセミナー」を企画、実施した。また、人事労務の専門家である社労士自身が業務の効率化と業務環境の改善に取り組むとともに、企業の働き方改革を推進するための助言・相談に資することを目的とした「業務効率化・改善セミナー」を企画、開催した。
- (3) 医療機関、介護業界及び建設業界に対する社労士の職域拡大に向けて、医療機関及び介護業界については、医療労務コンサルタント研

修及び介護事業労務管理研修を開催し、また、今年度初めて介護事業フォローアップ研修を開催するなど能力担保を図った。また、診療所等で日々起きうる問題を項目ごとにコンパクトにまとめたQ&A集の作成に着手した。

(4) がん患者の就労支援については、がん診療連携拠点病院でのトライアル相談会を実施し、社労士が、がん患者の就労と治療の両立の際に支援できることや役割をアピールした。また、会員への研修や企業向けセミナーを開催し、NHK厚生文化事業団等が主催する「フォーラム・がんと生きる～こころとからだ 私らしく」に協力団体として参加した。さらに、就労相談事例集を作成することとなり、事例集を中心とした書籍の作成作業に取り組んだ。

障がい者の就労支援については、障がい者の雇用や就労の課題について社労士が支援できることを検討し、会員への研修を行った。また、障がい者スポーツを会報で紹介する記事の掲載、ブラインドサッカー観戦ツアーの実施により、障がい者の社会参加に対する会員の理解を深めた。

(5) 東京労働局長と締結した第三次産業における労働安全衛生活動の促進に関する協定に基づき、会員向けに「労働安全衛生活動促進のための講習会」を開催し、第三次産業の事業場等に対する、労働災害の防止の取組の必要性についての理解促進及び労働安全衛生法等関連法令の遵守状況の確認、改善指導等の働きかけの促進を図った。

### 3. 組織強化に関する事業

(1) 社労士制度の一層の発展・充実を目指して、本会の事業執行体制の強化・責任体制の明確化を図るため、本会と各支部・統括支部との役割分担の指針に基づいた事業活動の推進、実効性のある事業計画・予算の決定方法、配分等、予算と執行のルールを再考するとともに「規程等管理規程」を制定するなど事務局運営の整備を行った。また、支部・統括支部・会員への支援体制の整備、諸規程等の整備及び会の活動を支える事務局機能の強化のために次の取組を実施した。

- ① 支部細則及び統括支部細則並びに「支部・統括支部運営要綱（案）」について、必須研修の運営が東京会へ移管されることを勘案して再検討を行い、統括支部の行う業務について修正を行った。
- ② 令和元年度から支部・統括支部の会計担当者の負担を軽減させるための共通フォーマットを使用して報告してもらうことにより、支部・統括支部の会計処理基準の標準化を図ることとした。
- ③ 統括支部への業務支援のため、統括支部会議、賀詞交歓会等の案内文書及び統括支部・支部作成の会報の発送を引き続き行った。
- ④ 本会への届出事項に「E メールアドレス」の義務付けを行い、本会会則を改正するとともに「会員情報の届出に関する細則」を制定し、

平成 31 年 4 月より施行するための整備を行った。

- ⑤ 事務局の組織、職務権限に関する規程の整備・検討を行い、新たに事務規程を総括する「規程等管理規程」及び職務権限を明文化した「職務権限規程」並びに「事務局組織規程」及び「経理規程」の改正案について検討した。
- (2) 事務局の業務効率化の一環として、事務局の定型的な業務を自動化するため、令和元年度から RPA 等を導入することとした。
- (3) 過年度分会費未納者等に対し、事務局からの電話・文書による督促の他、所在確認調査等を実施することで滞納会費の解消を図り、さらに会則による処分を適正に行った。
- (4) 東京会会長の選出方法について、会員の意思をより公正に反映できる「直接選挙」の実施について具体的な検討を開始した。
- (5) 厚生事業の一環として、新たな会員交流の場とする「社労士大会（仮称）」を企画し、開催について具体的に検討し、新たな会員情報交流の場としてクルージングを令和元年度に実施することとした。

#### 4. 会員支援に関する事業

- (1) 電子申請やマイナンバーの取り扱い時の事務所情報セキュリティについて研修会を開催して、個人情報保護対策ならびに社労士版特定個人情報保護評価及び SRP II 取得の意義や方法について解説し、会員のセキュリティ意識高揚と実務手続の習得を図った。
- (2) 新規入会者及び電子証明書未取得者の取得手続を促進させる対策のひとつとして、新規登録入会研修のカリキュラムに「電子申請のすゝめ」を盛り込み、電子証明書の取得促進を図るための検討を行った。
- (3) 労働条件審査未実施自治体に対し、支部が実施した「労働条件審査」導入提案を支援した結果、令和元年度から市部で初めての実施が決定した。
- (4) 勤務等会員の活躍の場を広げるため、勤務等部会主催の研修会・情報交換会を、平日夜間に加え土曜日の計 2 回開催し、他社の働き方改革の事例を学んだり、勤務等会員を登壇者の中心とすることで、勤務等会員の活動を活発化した。  
また、勤務等会員の地位・知名度向上に向けて、勤務等部会と開業部会との合同役員会議を開催し、両部会が相互に発展できる企画について検討した。
- (5) ホームページ会員サイトを活用した勤務等会員の相談対応の場として、「専門分野別登録制度」を会員向けに拡大すること及び勤務等部会研修会における事例発表の内容等共有すべき事項の掲載について検討した。
- (6) 社会保険労務士制度創設 50 周年事業に関連し、イベントの各種記念品を作成し、参加者に配布した。また、バックボードを作成し、厚

生事業などで活用を図った。

- (7) 自主研フェスタ、自主研究発表大会において、日常業務に直結した社労士の研究活動を企業経営者や一般都民にアピールし、積極的な参加を得て社労士の認知度向上を図ることができた。
- (8) 新規開業会員等が、社労士業務を行う上で必要な基本的な実務の習得と健全なる事務所運営を行うため、「社会保険労務士メンター制度運営要綱」等を策定し、次年度以降に支部において実施できる環境を整えた。

## 5. 専門能力・資質の向上に関する事業

- (1) 研修の企画・立案については、働き方改革関連法の施行に伴う会員のニーズを踏まえた研修テーマを設定し、時宜に合った研修を企画、実施した。また、本会研修にて講義された講師情報のデータベースを作成し、有効活用するための方策について検討を進めた。
- (2) 不適切な情報発信など社労士としての品位を失墜させる不適切な行為がなされないよう倫理研修の受講率の向上を図るため、欠席者や未受講者に対しDVD上映による補講を2日間・6回開催するなど受講機会の確保に努めた。また、会報やホームページをはじめ、あらゆる機会を捉えて開催の周知を行った。
- (3) 倫理研修、必須研修など会員が必ず受講すべき研修については、更なる受講率の向上を図るため、ライブ研修に併せてDVD上映による補講を行った。併せて、eラーニングを効果的に実施することにより受講機会の確保に努めた。
- (4) 新規登録入会研修については、副会長が講師となり社労士としての職業倫理の周知徹底を図った。また、統括支部長・支部長からの支部活動報告により理解を深めた。更に新たなカリキュラムとして「電子申請のすゝめ」を盛り込んだ。
- (5) 年金研修及び人事労務管理研修については、初級、中級、上級、基礎編、応用編など段階的カリキュラムによる研修を企画し、会員のニーズに対応した研修を実施した。また、eラーニングによる効果的な補講を実施した。
- (6) 業務関連研修については、社労士にとって重要な会計知識や業界研究などスキル向上を図るための実務に直結する研修を実施した。
- (7) 現行の研修大綱の見直しを図り、単位制研修制度の本格的な導入に向けて研修カリキュラムや単位習得時間など具体的項目について検討した。
- (8) 必須研修会等の受講履歴を管理するためのICT（情報通信技術）による受講管理の一元化システム導入については、予算等も含めて、引き続き検討した。
- (9) 「社労士会労働紛争解決センター東京」（以下「紛争解決センター東京」という。）の元助言弁護士を講師とした「特定社労士業務推進セ

ミナー」を開催し、特定社労士の能力担保に努めた。また、「紛争解決センター東京」のあっせん委員候補者及び紛争解決センター東京運営委員を対象として、グループワーク等を講座内容とする専門研修を実施した。また、あっせん委員候補者に就任を希望する会員に対し、あっせん実務向上を目的として、基礎編、中級編、実務編の3段階による研修制度を企画・実施することとした。

(10) 健康経営に関する総論セミナーを開催するほか、健康企業育成セミナーとして各論セミナーを企画、実施し、健康経営に関する知識の習得に努めた。

(11) 実務修習制度の継続性確保のため、プロジェクトメンバーの選任方法、責任者の任命、運営方法等について検討した。

また、実施科目に「電子申請」を追加し、業務推進委員会電子化推進部会と連携のうえ実施した。

## 6. 広報に関する事業

(1) 10月の社労士制度推進月間に合わせ、統括支部において無料街頭相談を一斉開催するとともに、社労士の認知度向上を図るため一般事業主を対象とした社労士会セミナーを開催した。

(2) 法制定50周年に伴い、会報誌のタイトル、表紙デザインを一新し、誌面を横書きにするなどの体裁の変更を含むリニューアルを行った。また、ホームページについても全面的な改修を行い、トップページのデザインや会員ページの充実を図った。

(3) 東京会が行う社労士会セミナーや健康企業育成セミナーなどの各種セミナーや相談会の開催にあたり、関係行政機関や東京商工会議所などから後援名義の使用許可を得た。また、「東京の10士業による暮らしと事業のよろず相談会」に参加し、他士業との連携を図った。

(4) 社労士制度の一層の推進を図るため、プレスリリースを定期的に活用し、アピールを強化した。また、法制定50周年に絡めて新聞やラジオなどマスメディアを積極的に活用し、記念事業シンポジウムを開催するほか、TBSラジオ「荒川強啓デイ・キャッチ！」内の相談コーナーにおいて、社労士の認知度向上を図った。また、プレス発表を支援するための企業を選定し、情報配信のためのマニュアルを策定した。

## 7. 社会貢献に関する事業

(1) 労働・社会保障等に係る学校や地域における教育については、都立高校に教材の一部やDVDを配布し、本会ホームページ等で広報を行った結果、7校の都立高校に講師を派遣した。また、昨年度に引き続き参画した、東京都教育委員会が推進する「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」では、14校の都立高校に講師を派遣した。

また、各支部における活動状況を共有し、学校教育活動をより活発に実施するため、本会・支部との情報交換会を開催し、各支部にお

ける活動状況を共有した。

さらに、小学生向けパワーポイント教材の作成に着手し、初めて学校教育に取り組む支部への支援を行うための準備を行った。

(2) 社会貢献事業として、「労働保険年度更新事務説明会」及び「夏休みこども年金教室」を開催するとともに、今後も継続して開催できるよう実施マニュアルを作成した。

また、前年度において提案したイベント等のテーマの中から、「女性活躍」に関して、具体化に向けた検討を行った。

(3) 「総合労働相談所、社労士 110 番、年金相談センター」など無料相談窓口や「紛争解決センター東京」の広報活動として、ホームページやメールマガジンを活用し、各種相談窓口のアピールを行った。

(4) 一般都民、国民の年金相談に対応するため、街角の年金相談センター及びオフィスをアピールし適正に運営した。また、金融機関や福祉事務所などの相談ニーズに対しても適正に対応した。

(5) 「紛争解決センター東京」の認知度向上、活用メリットの周知等により、あっせん件数の増加を図るため、総合労働相談所運営委員会との定期的な意見交換会、当該相談員を対象とした研修会を実施することとした。

また、法テラス東京との意見交換会を実施し、連携強化を図るとともに、法テラスならびに各行政機関窓口への紛争解決センター東京の案内資料の設置を進めることとした。

## 8. 行政及び関係団体との連携に関する事業

(1) 行政情報の獲得及び東京会の活動について理解いただき相互の連携を強化するために連絡会議・意見交換会を実施した。東京労働局については、同局との意見交換会、同局後援の一般企業向け「労働保険年度更新事務説明会及び相談会」及び同局からの講師派遣による東京会主催の「新任臨時労働保険指導員研修」を開催するとともに、同局主催の支部長及び統括支部長を対象とした「労働保険年度更新に関する説明会」に参画した。

また、当会・行政担当副支部長（年金事務所担当）を対象とした日本年金機構東京広域事務センター事務説明会を開催し、センターの概要や業務内容、電子申請の処理状況など理解することができた。

(2) 国土交通省関東地方整備局が主催する「関東地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」に参画し、建設業に係る下請企業の社会保険加入促進を支援した。

また、東京都財務局・総務局から受託した「建設工事の労働条件・労働環境に関する特別調査」、「指定管理者に対する労働条件調査」を、

公募制により設置した「労働条件審査・調査グループ」で実施した。

さらに、全国健康保険協会を中心とした健康企業宣言東京推進協議会が進める健康企業宣言に賛同し、健康優良企業の認定など制度の普及促進に努め、東京しごと財団から受託した「TOKYO 働き方改革宣言企業」巡回助言事業（東京都の事業）について、円滑な実施を図るため、支部からの推薦者を対象に巡回コンサルタント養成研修を実施し、働き方改革を宣言した企業 572 社に対して巡回コンサルタントによる巡回助言を実施した。なお、令和元年度も本会が引き続き受託することになった。

- (3) 東京会会員の利便性向上・職域拡大のために、「東京社会保険労務士協同組合」及び「成年後見センター東京」が行っている組織基盤強化の取組みに対して、会報及び統括支部長・支部長会議等において両団体へ加入依頼を行うなどの支援・協力を行った。
- (4) 経済団体、業界団体、他士業、労働団体等との関係強化を図るため、意見交換会を開催し、各種行事に参加した。具体的には、東京税理士会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会東京支部、日本労働組合総連合会東京都連合会（連合東京）と意見交換会を行った。
- (5) 7月に東京都庁において開催された災害復興まちづくり支援機構主催の第12回シンポジウム「専門家と共に考える災害への備え（復興準備編）」へ参画し、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会の主催、東京会を含む9士業の共催による女性士業間のネットワーク作りを目的とした交流会に参画した。

## 9. 法制定 50 周年に関する事業

- (1) 東京会会員が、これまでの社労士制度の歴史を確認し、これからの時代の社労士制度のあり方、社労士が果たすべき役割を考えるために、法制定 50 周年記念事業として、記念式典（褒賞授与）、記念講演、記念祝賀会を開催し、記念講演では筑波大学大学院教授の松崎一葉氏が「働き方改革の実現に向けた労務管理～組織のレジリエンス向上をめざして～」をテーマにご講演をいただき、高度のストレスがかかる状況に直面しても正常な平衡状態を維持する方法やパワハラを中心とした昨今のメンタルヘルス問題などについて理解を深めることができた。また、記念誌・記念 DVD 発行、記念品頒布等さまざまな記念事業を実施し、半世紀に一度の記念事業として、この 50 年を振り返り、この先 50 年に向けて新たなスタートを切る決意を共有することができた。
- (2) 「働く人の未来を幸せにしたい」をテーマに法制定 50 周年記念シンポジウムを開催し、慶応義塾大学大学院教授の岸博幸氏を講師として「働き方をどう改革したらいいのか」をテーマに「働き方改革」の必要性や意義などについて基調講演を行い、生産性を高めるためには、既存の技術、知識、ノウハウ等の新しい組合せを作り出すことによって、新しい付加価値を生み出すイノベーションが必要であること等について認識を深めることができた。また、講演後は岸教授、大学専任講師、会社社長、当会会員社労士によるパネルディスカッション



が行われ、働き方改革のあり方、進め方等について理解を深めることができた。

- (3) TBS ラジオ放送を利用して、聴取者からの相談を中心とした東京会提供の番組「職場を守る知恵袋！社労士」をニュース情報番組の中で毎週木曜日 13 回放送し、また、記念シンポジウムの開催を大手新聞に大きく広告したり、TBS ラジオ主催の「ラジフェス 2018」に出展や相談コーナーを設ける等の参加をするなど社労士の認知度の向上を図った。
- (4) 連合会主催の社会保険労務士制度創設 50 周年事業である記念パーティー、記念式典、記念講演、記念祝賀会に東京会が全国のフロントランナーとして統括支部、支部の協力のもと多くの会員が参加して、社労士制度の更なる発展のために行動することを確認した。